

## 弘前れんが倉庫美術館 H-MOCAメンバーズ規約

第1条 この会は、「弘前れんが倉庫美術館 H-MOCAメンバーズ」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、弘前れんが倉庫美術館を通じて、アートに親しみ、アートへの感性を磨き、弘前れんが倉庫美術館を応援するパートナーとなり、アートによる教育普及に貢献するとともに、会員相互の親睦を深めることを活動目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1)アートに親しみアートへの感性を高める活動
- (2)弘前れんが倉庫美術館が行なう事業への周知協力活動
- (3)アートによる教育普及に貢献する活動
- (4)メンバー相互の親睦を深める活動
- (5)その他目的達成に必要な活動

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同するもので構成する。

2 加入及び更新退会等は所定の用紙により事務局に届け出なければならない

3 事務局は、会員にメンバーズカードを発行する

4 メンバーズカードは、譲渡または貸与してはならない

5 会員の有効期間は、入会月から1年間とする

6 会員の区分は次のとおりとする

- (1)一般メンバー
- (2)ユース・シニアメンバー
- (3)法人メンバー

(会費等)

第5条 本会の運営は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費の額は、次のとおりとする

- (1)一般メンバー 年間 5,000円
- (2)ユース・シニアメンバー 年間 2,000円
- (3)法人メンバー/ブリックレッド 年間 50,000円
- (4)法人メンバー/シールドゴールド 年間100,000円(1口・5口・10口)
- (5)法人メンバー/プラチナ 年間 5,000,000円
- (6)法人メンバー/ダイヤモンド 年間 10,000,000円

3 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない

4 会員は、メンバーズカードを紛失した場合や盗難にあった場合、直ちに事務局に申し出ること

5 メンバーズカードの再発行を希望する場合は、事務局に申し出て、再発行するものとする。この場合、会員は再発行料(300円)を支払うものとする。

(会員資格の停止及び取り消し)

第6条 本会は、会員が次の各号の一に該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の資格を停止し、又はこれを取り消すことができるものとする。なお、これにより、当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、本会及び弘前れんが倉庫美術館は一切責任を負わない。

- (1) 本会及び弘前れんが倉庫美術館の運営を妨害する行為があった場合
- (2) 入会申込内容に虚偽があった場合
- (3) 公序良俗に反する行為又は法令に違反する行為を行った場合
- (4) 他の会員又は第三者を誹謗、中傷するなど、他人に不利益を与える行為を行った場合
- (5) 第5条に規定する年会費の支払いを怠った場合
- (6) この会則に違反する行為があった場合
- (7) その他会員として不相当であると館長が認める場合

(規約の変更)

第7条 館長は、適当と判断する方法で会員に通知することにより、本規約を随時変更することができる。この場合には、サービスの利用条件その他は、変更後の規約とする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、本会の活動等に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附則

この規約は、令和2年4月1日より施行する。

この規約は、令和8年4月1日より一部改定する。

弘前れんが倉庫美術館

〒036-8188 青森県弘前市吉野町2-1

Tel : 0172-32-8950

e-mail : [members@hirosaki-moca.jp](mailto:members@hirosaki-moca.jp)